

Ⅱ 総 則

趣旨

四国地区において国民体育大会ブロック大会を実施することにより、スポーツ精神の高揚、県民の健康増進及び体力の向上を図るなど、スポーツ振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする。

主催 公益財団法人日本スポーツ協会
徳島県 高知県 愛媛県 香川県
四国4県教育委員会
四国4県スポーツ協会

主管 四国ブロック競技別関係競技団体

後援 スポーツ庁

実施方針

1 実施競技

(1)本大会（30競技）

水泳「水球、アーティスティックスイミング」、サッカー、テニス、ボート
ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操「競技、新体操、トランポリン」
バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス
卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン
弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング
カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ

(2)冬季大会（1競技）

アイスホッケー

2 期間及び会場地

(1)本大会（7市、3町、3県外：計10市町3県外）

期間	会場地:競技
令和3年 6月27日(日) ～ 8月29日(日)	愛媛県：ボート、スポーツクライミング 高知県：水球 岡山県：アーティスティックスイミング 鳴門市：サッカー、テニス、バレーボール、体操 ハンドボール、軟式野球、フェンシング、柔道 弓道、なぎなた 板野町：サッカー 阿南市：ホッケー、ソフトボール 吉野川市：ボクシング、剣道 徳島市：バスケットボール、ウエイトリフティング ソフトテニス、卓球ライフル射撃 ラグビーフットボール、アーチェリー ボウリング 小松島市：馬術 松茂町：バドミントン 那賀町：カヌー 三好市：空手道 阿波市：ゴルフ

(2)冬季大会（1県外）

期日	会場地:競技
令和3年 12月4日(土)	香川県:アイスホッケー

(3)その他 ※詳細は、別表「大会日程・会場一覧」参照のこと。

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とする。

4 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)とスポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第74回又は第75回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第74回又は第75回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

による。)

(1) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注]a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

- d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）
- e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2021年4月30日以前から本大会終了時(2021年10月5日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2003年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2003年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2021年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生(2006年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者)とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

5 各競技の参加申込み

- (1) 所定のWebページ(国民体育大会参加申込システム)へアクセスし、必要項目を入力の上、所属都道府県スポーツ協会を通じて、定められた期限までに申込手続きを完了すること。
- (2) 締切期限以降は所定のWebページへアクセスできなくなるので、期限を厳守すること。
- (3) 参加申込みまでに、国民体育大会第42回四国ブロック大会実施要項総則4(1)ウ(ア)Cふるさと選手制度を活用する者に該当する選手が出場する場合は、ふるさと登録を行うこと。

6 開・閉会式

競技別開閉会式は、競技別実施要項による。

7 表彰競技種別(種目)ごとに、本大会への出場権を獲得した県(チーム)及び個人に、幹事県スポーツ協会会長名で賞状を授与する。

8 宿泊及び宿泊料

競技別宿泊申込書による。(競技によって異なるので留意すること。)

9 競技別プログラム編成会議、組み合わせ会議

競技別実施要項による。

10 参加上の注意

- (1) 選手・監督及び本部役員は(公財)日本スポーツ協会制定の「国民体育大会参加者傷害補償制度」に加入すること。
- (2) 健康診断は各競技団体の責任において行うこと。

11 開催経費

開催経費は、日本スポーツ協会、開催幹事県、開催幹事県スポーツ協会、関係競技団体が、負担金及び助成金等をもってあてることとし、その額については、収支予算書のとおりとする。

12 その他

- (1) 大会幹事県は大会終了後成績報告書を作成し、各県スポーツ協会宛に送付する。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則による。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対策については、各中央競技団体が策定したガイドライン、「日本スポーツ協会 国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」及び「国民体育大会第42回四国ブロック大会新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って、適切に対応すること。